

住宅・土地統計調査の実施について

※今年度、町内で実施される統計調査は他にもありますが、住宅・土地統計調査は、比較的大規模な調査であり複数の自治会が対象となることから、あらかじめ周知させていただきます。

●平成25年住宅・土地統計調査

調査の目的：住戸に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、5年毎に実施されています。

調査方法：調査員が世帯を訪問し、調査票の配布・収集。（インターネット回答も可能。）

調査期日：平成25年10月1日

調査対象：（全国）約21万調査単位区の中から無作為に選ばれた約350万世帯
うち北栄町では21調査区の中から無作為に選ばれた357世帯

《町内の調査対象地区》

※調査区の範囲と自治会の範囲と全く同じとは限りません。

また、自治会の一部のみが対象地区となる場合もあります。

【北条地区】下神、田井、曲、土下、西新田場、江北、みどり2区、みどり南団地、国坂東

【大栄地区】由良宿1区、由良宿2区、由良宿5区、緑ヶ丘団地、妻波、大谷、

西園、東園、瀬戸、大島、西穂波、亀谷、下種

<主なスケジュール>

時 期	
8月中旬	調査区に該当する自治会の自治会長に依頼文書を発送予定。 ※自治会放送などで調査について周知をお願いします。
8月下旬～9月上旬	調査員が担当調査区を訪問。 ○現地確認 ○「調査のお知らせ」を調査区内の全世帯へ配布。
9月中旬～下旬	調査員が対象世帯を訪問。（1調査区17世帯） ○調査の依頼と調査書類の配布。
10月上旬	調査員が対象世帯を訪問。 ○調査書類の回答 ○回答が得られない世帯についての聞き取り

【お問い合わせ】

北栄町役場政策企画課 担当：朝倉

電 話：37-5864

FAX：37-5339